

この「ご契約の手引き」には、ご契約内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約申込みについてのご案内

この保険契約は、団体とハビネス共済会との間で、ご加入いただくことができる被保険者の範囲、加入口数の範囲、給付金の範囲などの取り扱いを定めています。

●契約申込みにあたって（加入制限と加入口数の限度）

①基本契約の「健康に関する告知事項」に該当する場合の加入制限

- ・全員加入団体：一律加入口数のみご加入いただけます。
- ・組織加入団体：一律加入口数のみご加入いただけます。
- ・集団加入団体：ご加入いただけません。

②基本契約と災害割増契約の加入口数（一律加入口数＋任意加入口数）の限度

- ・1口以上12口以下です。

③通院契約の加入口数（一律加入口数＋任意加入口数）の限度

- ・1口以上5口以下です。ただし、基本契約の加入口数を上限とします。

※一律加入口数と任意加入口数について

- ・一律加入口数：団体とハビネス共済会との間で、必ず加入することを取り決めている口数です。被保険者ごとに変更することはできません。
- ・任意加入口数：被保険者ごとに規定の範囲内で決めることができる口数です。

《ご契約時にご注意いただきたい事項》

1. 団体扱い

この保険契約は団体扱いにより締結されます。所属する団体とハビネス共済会との間で、ご加入いただくことができる被保険者の範囲、加入口数の範囲、給付金の範囲などの取り扱いを定めています。

(1) 契約年齢

家族加入を取り扱う団体の場合、加入することができる契約年齢は次のとおりです。

※（ ）内は更新日における満年齢です。

①保険契約者 満15歳から満69歳（満70歳）までの方

②配偶者 満16歳から満69歳（満70歳）までの方

③家族 満0歳から満60歳（満70歳）までの方

※家族とは、保険契約者と生計を一にする保険契約者の子および親族をいいます。

(2) 保険料と保障額

保 険 料 と 保 障 額				保 険 料 (月 額 ・ 1 口 あ た り)	保 障 額 (1 口 あ た り)
基本 契 約	保険契約者	満 15 歳 ～ 満 70 歳	契約者基本型	250 円	入院日額 1,000 円 手 術 3,000 円 死 亡 10,000 円
	配偶者	満 16 歳 ～ 満 70 歳	家族配偶者型		
	家 族	満 21 歳 ～ 満 70 歳	家族基本型		
		満 0 歳 ～ 満 20 歳	家族子供型	100 円	
災害割増契約				50 円	入院日額 1,000 円
通院契約				100 円	通院日額 1,000 円

(3) 給付金の範囲

基本契約は必ずご契約いただきます。災害割増契約と通院契約は団体ごとに取り扱いを定めています。

2. お申込み手続き

お申込み手続きの際に記載いただく内容は、ご契約に際して重要な事項をお知らせいただく大切なものです。必ず被保険者の承諾のうえ、保険契約者ご自身が記載いただきますようお願いいたします。

3. ご契約時に重要な事項をハビネス共済会にお申しいただく義務（告知義務）

お申込み手続きの際に記載いただく事項のうち、知っている事実が記載されていない場合、または事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり給付金をお支払いできないことがあります。お申込み手続きにあたっては十分にご注意ください。

4. ご契約をお引き受けできない主な場合

お申込み手続きの内容によっては、ハビネス共済会は被保険者の加入をお引き受けできない場合があります。

①被保険者の年齢がお引き受けの対象外である場合

②被保険者の健康状態がお引き受けできる範囲外である場合

③過去にハビネス共済会において、ご契約の解除をされたもしくは更新を承諾されなかった場合

5. 保険期間内の中途加入

保険期間内（契約から更新日まで）は、新たな被保険者のお申込みはできません。

ただし、次の場合には中途加入することができます。

①新たに団体構成員となった方、およびその家族

②保険契約者が婚姻をした場合の配偶者

③保険契約者または配偶者の出生による子供

契約概要

1. 保険の仕組み

「医療共済ハビネス」は、病気やケガによる入院、手術、通院、死亡を保障する医療保険です。

給付の種類	お支払い事由（概要）
基本契約／基本入院給付金 日額1,000円～12,000円	病気やケガの治療のため1日以上入院した場合 ●お支払いの限度は、1回の入院で180日分です。 ●5年間の通算支払限度は、病気入院とケガ入院それぞれ720日分です。
基本契約／手術給付金 3,000円～36,000円	基本入院給付金が支払われる入院中または外来による手術を受けた場合 ●診療報酬点数1,400点以上の手術が対象です。 ●1入院期間につき1回です。 ●外来による手術の場合、回数の制限はありません。
基本契約／死亡給付金 10,000円～120,000円	保険期間中に死亡した場合
災害割増契約／災害割増入院給付金 日額1,000円～12,000円	ケガの治療のため1日以上入院した場合 ●お支払いの限度は、1回の入院で180日分です。 ●5年間の通算支払限度は、720日分です。
通院契約／通院給付金 日額1,000円～5,000円	病気やケガの治療のため基本入院給付金が支払われる入院の退院後90日以内に通院した場合 ●お支払いの限度は、1入院につき30日分です。

※取り扱い内容につきましては、所属する団体とハビネス共済会との間で定めており、災害割増入院給付金と通院給付金を給付事由にしない場合があります。

2. 給付金をお支払いする場合

■基本入院給付金

責任開始日以後に発病した疾病、または責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、1日以上病院等に入院された場合に、基本入院給付金をお支払いします。

※傷害入院とは、不慮の事故を直接の原因として、当該発生日から180日以内に開始した入院をいいます。疾病入院とは、傷害入院以外の入院をいいます。

支払額＝基本入院給付金日額（1口あたり1,000円）×入院日数

注：4日未満の入院は4日分をお支払いします。

(1) 給付金を減額してお支払いする場合

疾病の治療を直接の原因として責任開始日から180日以内に開始した入院は、次の加入口数について基本入院給付金の額を100分の50に減額してお支払いします。

全員加入団体	※給付金を減額してお支払いする場合はありません。
組織加入団体	・新たに被保険者となった方の「健康に関する告知事項」に該当する場合の一律加入口数 ・新たに被保険者となった方の任意加入口数 ・更新契約で増加した任意加入口数
集団加入団体	・新たに被保険者となった方の一律加入口数と任意加入口数 ・更新契約で増加した加入口数

(2) 1回の入院とみなす場合

- ① 疾病入院による基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に疾病入院を開始したときは、その入院の原因にかかわらず継続した1回の入院とみなします。
※給付最終日とは基本入院給付金の支払対象となる最後の日をいいます。
- ② 傷害入院による基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に同一の原因による傷害入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
- ③ 基本入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日を経過して入院していたときは、その日から新たに入院を開始したものとみなします。
- ④ 基本入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる疾病を併発したときは、当初の入院と同一の原因による継続した1回の入院とみなします。
- ⑤ 基本入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる傷害入院を開始したときは、その入院を開始した日から新たな入院とみなし、当初の入院と新たな入院との重複する期間については、当初の入院の基本入院給付金はお支払いしません。

■災害割増入院給付金

責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、1日以上病院等に入院された場合に、災害割増入院給付金をお支払いします。ただし、基本入院給付金が支払われる入院で、事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。

支払額＝災害割増入院給付金日額（1口あたり1,000円）×入院日数

注：4日未満の入院は4日分をお支払いします。

(1) 1回の入院とみなす場合

- ① 災害割増入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日以内に、その入院と同一の不慮の事故による傷害を直接の原因として入院したときは、継続した1回の入院とみなします。
- ② 災害割増入院給付金の給付最終日の翌日から起算して180日を経過して不慮の事故による傷害の治療を目的として入院していたときは、その日から新たに入院を開始したものとみなします。
- ③ 災害割増入院給付金が支払われる入院の期間中に、異なる不慮の事故による傷害を直接の原因として傷害の治療のための入院を開始したときは、異なる不慮の事故による傷害の治療を開始した日から新たな入院とみなし、当初の入院と新たな入院との重複する期間については、当初の入院の災害割増入院給付金はお支払いしません。

■基本入院給付金と災害割増入院給付金の支払いに関するその他の事項

- (1) 基本入院給付金の支払事由となる入院期間の途中で保険契約が終了した場合
終了後の期間に対応する基本入院給付金はお支払いしません。
- (2) 被保険者が転院により入院した場合
転院前の入院から継続した同一の疾病または傷害による1回の入院とみなします。

■手術給付金

疾病または傷害の治療を目的として基本入院給付金が支払われる入院中または外来による手術を受けた場合に、手術給付金をお支払いします。ただし、公的医療保険制度にもとづく手術料の算定対象であり、診療報酬点数が1,400点以上の手術を対象とします。

支払額＝基本入院給付金日額の3倍相当額（1口あたり3,000円）

注：外来による手術は、2025年6月1日以降の事由発生を対象とします。

- (1) 被保険者が同時に2つ以上の手術を受けた場合には、1つの手術を受けたものとみなします。
- (2) 被保険者が受けた手術が、一連の手術（*）に該当する場合は、支払金額の高いいずれか1つの手術について手術給付金をお支払いします。
- (3) 被保険者が受けた手術が、診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当する場合は、その手術料の算定開始日に対して手術給付金をお支払いします。

（*）一連の手術

同一の手術を複数回受けた場合で、当該手術が診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

■死亡給付金

被保険者が保険期間中に死亡した場合に、死亡給付金をお支払いします。

支払額＝基本入院給付金日額の10倍相当額（1口あたり10,000円）

※被保険者が死亡した場合、この保険契約は終了します。

■通院給付金

基本入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から起算して90日以内に、入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的として病院等に通院された場合に、通院給付金をお支払いします。

支払額＝通院給付金日額（1口あたり1,000円）×通院日数

- (1) 通院給付金が支払われる通院の対象期間内に疾病または傷害の治療を目的とした入院を開始したときは、その入院の原因にかかわらず、入院開始日の前日までの通院の対象期間とします。
- (2) 次の場合、通院給付金は重複してお支払いしません。
・被保険者が同一の日に2回以上の通院をしたとき
・被保険者が2以上の疾病または傷害の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- (3) 被保険者が入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であるか否かにかかわらず、通院給付金はお支払いしません。

■証明書費用

給付金を請求するためにハビネス共済会または病院もしくは診療所所定の証明書原本を提出したときは、入院日から退院日までの1入院期間について5,000円を限度に、また、1通院期間（退院日の翌日から90日間）について5,000円を限度に費用を補助します。

3. 給付金をお支払いできない場合

■基本入院給付金・災害割増入院給付金・手術給付金

- (1) 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者または保険契約者の犯罪行為によるとき
- (3) 被保険者の自殺行為または私闘によるとき
- (4) 被保険者の統合失調症、統合失調症型障害を原因とするとき
- (5) 契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常（発育の異常、発育不全を含む）を原因とするとき
- (6) 検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
- (7) 被保険者の精神作用物質の使用を原因とする事故
- (8) 被保険者の泥酔を原因とする事故
- (9) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
- (10) 被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
- (11) 原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症、頸椎捻挫など）または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの
- (12) 次の職業従事者の就業中に発生した事故
※力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- (13) 告知義務違反によるとき

■死亡給付金

- (1) 保険契約者の故意によるとき（被保険者が保険契約者と同一である場合を除く）
- (2) 死亡給付金受取人の故意によるとき
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 次の職業従事者の就業中に発生した事故
※力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

■通院給付金

基本入院給付金をお支払いできない場合に該当する退院後の通院

4. 保険期間と保険契約の更新

1. 保険期間

この保険の保険期間は1年間です。
ただし、所属する団体とハビネス共済会との間で保険契約の更新日を定めており、責任開始日から最初の契約更新日までが1年より短い場合があります。

2. 保険契約の更新

この保険契約は、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
契約内容を変更する場合は、保険期間が満了する日の1か月前までに、『契約更新承諾書兼契約内容変更申込書』をハビネス共済会へご提出いただきます。
次の場合には契約の更新はありません。
①保険契約の更新日に被保険者が被保険者の範囲外の場合
②更新日において、ハビネス共済会がこの保険契約の保険を取り扱っていない場合

5. 引受条件（保険金額・保険料等）

所属する団体とハビネス共済会との間で、ご加入いただくことができる被保険者の範囲、加入口数の範囲、給付金の範囲などの取り扱いを定めています。

1. 契約年齢

保険契約の責任開始日における年齢が次の範囲でご加入いただけます。

※（ ）内は更新日における満年齢です

- ①保険契約者 満15歳から満69歳（満70歳）までの方
- ②配偶者 満16歳から満69歳（満70歳）までの方
- ③家族 満0歳から満60歳（満70歳）までの方

家族とは、保険契約者と生計を一にする保険契約者の子および親族をいいます

※「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

2. 給付金の種類と保障額、保険料、加入口数

給付金の種類	保障額 (1口あたり)	保険料 (1口あたり)	加入口数
基本入院給付金 (基本契約)	日額 1,000 円	月額 250 円 満20歳以下の家族 月額 100円	1口～12口
手術給付金 (基本契約)	3,000 円		
死亡給付金 (基本契約)	10,000 円		
災害割増入院給付金 (災害割増契約)	日額 1,000 円	月額 50 円	1口～12口
通院給付金 (通院契約)	日額 1,000 円	月額 100 円	1口～5口

※取り扱い内容につきましては、所属する団体とハビネス共済会との間で定めています。

6. 加入口数の変更

保険期間の途中で加入口数の変更はできません。
契約日または更新日に「健康に関する告知事項」に該当する方は、基本契約の任意増口はできません。

7. 保険料の払込方法

保険料は、所属する団体を經由してハビネス共済会へお支払いいただきます。
その他、お支払方法について所属する団体とハビネス共済会との間で定めている場合があります。

8. 保険契約の無効

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、受取った保険料は払い戻しません。

9. 満期返戻金・解約返戻金・配当金

この「医療共済ハビネス」には、満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. クーリングオフについて

保険契約申込者または保険契約者（保険契約者等といいます）は、すでに申込みをした保険契約について、申込日を含めてその日から8日以内であれば、その申込みの撤回または解除（クーリングオフ）をすることができます。
クーリングオフをする場合は、保険契約者等は書面に契約の種類、申込日、保険契約者等の氏名および住所とともにクーリングオフする旨を明記し、保険契約者等の署名捺印のうえ、ハビネス共済会に提出してください。
クーリングオフが認められた場合、当該契約は成立しなかったものとして、すでに初回保険料が払い込まれている場合は、保険契約者等に初回保険料をお返しします。

2. 契約締結時における主な注意事項

- (1) ご契約時に重要な事項をハビネス共済会にお申出いただく義務（告知義務）
お申込み手続きの際に記載いただく事項のうち、知っている事実が記載されていない場合、または事実と異なっている場合には、ハビネス共済会は保険契約を解除することができます。この場合、給付金の支払いを行いません。お申込み手続きにあたっては十分にご注意ください。
- (2) 詐欺による取消し
保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、ハビネス共済会は保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
- (3) 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
- (4) 重大事由による解除
次に該当する場合、ハビネス共済会は保険契約を解除することができます。
この場合、重大事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払いを行いません。
①詐欺目的での事故招致
保険契約者または被保険者が給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致したとき
②請求時の詐欺行為
この保険契約の給付金の請求に関し、その給付金の受取人が詐欺行為をしたとき
③上記①②と同等の事由
保険契約者または被保険者に対するハビネス共済会の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とするとき
④反社会的勢力
保険契約者または被保険者が反社会的勢力に該当する場合

3. 契約締結後における主な注意事項

- (1) ご契約後にご契約内容の変更が生じた場合
 次の場合は、所属する団体を通じて必ずハビネス共済会にご連絡ください。
 ①保険契約者が住所・通信先を変更されたとき
 ②保険契約者または被保険者の改姓・改名
- (2) 責任開始日
 ハビネス共済会が保険契約の申込みを承諾した場合には、第1回保険料を受取った日の翌月1日から保険契約における保障が開始されます。ただし、第1回保険料の払込みを口座振替扱いとする場合は、保険契約の申込みをした日の翌月1日からの開始となります。
- (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い
 第2回目以降の保険料の払込期日は、その保険料を充当すべき月の前月末日です。
 期日までに払込みがない場合、未払込みの保険料が充当されるべき月の翌月末日までを払込猶予期間とします。払込猶予期間中に保険料が払込まれないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。
 この保険には、契約の復活の取扱いはありません。

4. 給付金支払い事由が発生した場合の手続き

- (1) 給付金のご請求について
 給付金の支払事由に該当したときは、所属する団体を通じてハビネス共済会へ連絡してください。給付金請求等の必要書類をお送りしますので、給付金受取人は遅滞なく給付金の支払いを請求してください。
 ※給付金請求書は、所属する団体を通じてハビネス共済会にご提出いただきます。
 ※給付金の支払事由が生じた後、3年以内に給付金の支払請求を行わなかった場合には、請求権は時効により消滅します。
- (2) 給付金のお支払いにあたって
 ハビネス共済会は、給付金のお支払いに必要な書類が到着した日の翌日から起算して30日以内に給付金を給付金受取人にお支払いします。
 ただし、給付金の額を確定するために調査を必要とする場合には、その内容を通知の上、事由ごとに定めた日数を限度にお支払い時期を延長させていただく場合があります。
- (3) 給付金代理請求人
 給付金受取人が給付金を請求できない特別の事情があるときは、給付金代理請求人は、被保険者の同意を得て契約者の代理人として給付金を請求することができます。
- (4) 保険料払込猶予期間中の給付金のお支払い
 保険料の払込猶予期間中に給付金の支払事由が発生し、給付金の請求を受けた場合、ハビネス共済会は未払込みの保険料が収納されたのちに給付金の支払いを行います。

5. 保険契約の解約

解約をするときは、所属する団体を通じて所定の書類をハビネス共済会にご提出いただきます。
 解約の場合、解約日の属する月の翌月以降の保険料を既にハビネス共済会が受領している場合は、当該保険料を保険契約者に返金します。
 なお、この保険契約に解約返戻金はありません。

6. 非常な出来事の場合

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当した場合には、給付金の金額を削減してお支払いすること、もしくは給付金の全額をお支払いしないことがあります。

7. 保険料の増額又は給付金の減額等

ハビネス共済会は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、ハビネス共済会の定めるところにより、保険契約の更新に際してまたは保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険契約の更新を行わないこと、および、保険料を増額または給付金額を減額する変更を行うことがあります。

8. 個人情報に関する取り扱い

ハビネス共済会は、個人情報保護の重要性を認識するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守し、お客様からご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いに関する方針に基づき、お預かりしているお客様に関する情報の適正な管理・利用・保護に努めています。

9. ハビネス共済会の保険契約

- (1) ハビネス共済会の保険契約は、保険業法に定める認可特定保険業者が行う保険です。
- (2) ハビネス共済会の保険契約は、「保険契約者保護機構」による補償の対象ではありません。
- (3) ハビネス共済会の保険契約は、所得税法等に基づく「生命保険料控除」の対象ではありません。

ハビネス共済会 (一般財団法人 ハビネス共済会)
 〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ
 TEL.019-652-3195・FAX.019-654-7262
<http://www.happiness.or.jp>



☎ **0120-413816**

受付時間 9:00 ~ 17:15 (土・日・祝日・年末年始等を除く)